

様式第1号

事後評価シート

県土整備部

番号	事業名 箇所名	市町村名	事業概要	事業期間			事業費 (百万円)	対象 理由	担当課
				着手	※1 再評価	完成			
7	交通安全施設等 整備事業 主要地方道 高鍋高岡線 妻工区	西都市	L=0.60km W=6.0m (16.0m)	H21	-	H29	565	①	道路保全課

事後評価の結果 ※2

【事業の目的】

当工区は、西都市の中心部に位置しており、妻北小学校及び妻中学校の通学路であるものの、交通量が非常に多く、歩道が狭いため、通学路の安全と安心を確保することを目的に、歩道の拡幅を行った。

【事業効果の発現状況】

- 歩道の拡幅により、通学児童やその他歩行者の安全と安心が確保されただけでなく、周辺店舗や住宅へのアクセスのしやすさなど都市計画道路としての機能性も向上した。
- バリアフリーネットワーク地区内の区間であることから点字ブロックを整備しており、バリアフリー化が図られた。
- 自動車利用者の走行性も向上し、交通事故が減少した。

交通事故発生状況

歩道整備前 (H17～H20)	歩道整備後 (H30～R3)
17件(2件)	13件(1件)

( )内は人身事故件数

【事業による環境の変化や環境保全】

周囲の環境や景観等への影響は見られない。

【施設の維持管理状況】

適正に維持管理されており、道路管理上の問題はない。

(維持管理状況)

H27交通センサス：9,994台／日

道路巡視（基準）：5,000台／日以上→1週間5日以上

道路巡視（実施）：1週間6日実施

【今後の事業評価の必要性】

当該区間の整備により、安全・安心な交通の確保が図られ、所定の効果を発現していることから、更なる事後評価の必要性はない。

【改善措置の必要性】

当該区間の整備により、安全・安心な交通の確保が図られ、所定の効果を発現していることから、今後の改善措置の必要性はない。

【同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性】

特になし。

総合評価	特記事項
事業効果が認められる。	特になし。

(対象理由)

- ①全体事業費が基準額以上であり、かつ事業完了後一定期間が経過した事業
- ②再度、事後評価の必要があると判断した事業

※1 再評価の実施年度については、直近のものを記載すること。

※2 事後評価の際には、出来る限り客観的な数値を記載すること。